

# 経営革新に挑戦する事業者を支援

市では経営革新等にチャレンジする事業者を支援する「ものづくり・あきない経営革新支援事業」を設け、事業に必要な経費の助成等を行っています。

◆補助対象者  
市内に事業所を置く中小企業者・個人（新たに事業を開始する場合を含む）。ただし、市税等の滞納者、反社会的勢力関係者は除きます。

## ◆対象事業・補助内容一覧

対象事業	対象経費	補助率	上限額	審査方法
新製品・新サービス等の開発・導入	開発材料費 設備導入費 設計委託料 など	1/2 または 2/3	300万円	審査会
新設備・新生産方法の導入	設備/IT機器導入費 技術指導料 など	1/10	50万円	書類
販路開拓・拡大(展示会等の出展)	出展小間料 展示ブース製作費 など	1/2	国内30万円 海外50万円	書類
起業・創業(第二創業含む)	事業所改修費 備品購入費 など	1/2 または 2/3	100万円 加算措置あり	審査会
事業者からの提案事業	事業の実施に必要なと認める経費	1/2 または 2/3	300万円	審査会
支援アドバイザーの派遣	事業に関する相談アドバイザーの派遣経費	全額 (無料派遣)	—	書類

※補助率等の加算措置があります。詳しくは、商工観光課へお問い合わせください。  
また、市のホームページにも詳しい内容を掲載していますのでご覧ください。  
※審査会では、委員による書類審査と面談を行います。

◆事業期間  
交付決定の日から平成31年3月31日まで（交付決定は6月中旬～下旬を予定）  
※期間前に支出した経費は補助金の対象外です。なお、書類審査で決定する事業は募集期間中からの実施もできます（要相談）。

◆申請期間  
4月2日(月)～5月11日(金)

◆申請方法  
申請書類は商工観光課にあります。また市ホームページからもダウンロードできます。

◆その他  
①国や県等から他の補助金を受けている事業は対象外です。  
②事業を開始する前に、市への申請が必要です。  
③事業の経費が市の予算額に達した時点で募集を締め切ります。  
◆申込み・問合せ  
商工観光課（市役所内線281）

# 市役所の技術部門を再編 “建設水道部”の業務内容をお知らせします

4月1日から、より効果的な組織運営のため「都市整備部」と「上下水道部」を統合し「建設水道部」を創設します。これにより、市の技術部門を効率的かつ機能的な組織体制へ再構築します。

建設水道部の各課の名称・主な業務内容は、次のとおりです。

◆問合せ 総務部総務課（市役所内線218）



①と②の建物で業務を行います

## 経営管理課（第2庁舎・本庁舎3階） ①②

- \* 水道の開閉栓、検針のこと ①
  - \* 水道料金、下水道使用料のこと ①
  - \* 国や県の事業に関すること（道路・河川等） ②
- ※「上下水道お客さまセンター」は、これまでどおり第2庁舎で業務を行います。

## 用地地籍課（本庁舎3階） ②

- \* 地籍調査のこと
- \* 公共用地の取得のこと
- \* 官民境界のこと



## 施設管理課（第2庁舎） ①

- \* 道路、河川、水路、公園の管理のこと
- \* 上下水道施設の管理のこと
- \* 給水設備、排水設備工事のこと

## 都市計画課（本庁舎3階） ②

- \* 都市計画のこと
- \* 屋外広告物のこと



## 工務課（第2庁舎） ①

- \* 道路、河川、水路、公園の工事のこと
- \* 上下水道施設の整備のこと
- \* 交通安全施設のこと

## 建築住宅課（本庁舎3階） ②

- \* 市営住宅のこと
- \* 建築確認の申請や開発許可のこと
- \* 空き家対策のこと

## 奨学金貸付制度をご利用ください

申請受付は6月1日から

◆要件

- 市内に1年以上居住し、住民登録を有する方（修学のために転出している方を含む）
- 経済的な理由により修学が困難な方
- 学長などの推薦がある方
- 他の奨学金（無利子貸付・給付）を受けていない方

◆貸付限度額  
月額5万円

◆利率  
無利子

◆償還方法  
貸付終了後1年が経過してから、貸付期間の2倍の期間内で償還（上級学校在学中は猶予されます）

◆連帯保証人  
2名必要

◆受付期間  
6月1日(金)～29日(金)  
※7月以降も申請を受け付けますが、貸し付けは申請月分からはなりません。

◆申請書類

- 貸付申請書（様式あり）
- 学長等の推薦書（様式あり）
- 住民票（家族全員・続柄記載のもの）
- 父母の平成30年度(平成29年中所得)市・県民税課税・非課税証明書(所得証明書)

※所得がない場合も必要です。  
※6月1日以降に発行のもの。  
⑤連帯保証人の納税証明書(平成29年度分の市町村民税の納付状況が分かる書類)

◆申請書類の配布  
4月2日(月)から左記で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆申請・問合せ  
教育総務課（市役所内線533）

短期大学、大学または専修学校（専門課程）に在学し、左記の要件を全て満たす方に修学に必要な資金の貸し付けを行います。

# 平成30年7月採用 西脇市職員を募集します

- ◆試験案内・申込書の配布  
総務部総務課（市役所2階）  
※市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆試験案内・申込書の郵便請求  
封筒の表に「〇〇〇受験案内請求」（例：一般事務職受験案内請求）と朱書きし、角2サイズの返信用封筒を同封して下記へ請求してください（120円切手を貼付し返送先の住所、氏名を明記のこと）。
- ◆受付期間  
4月2日(月)～20日(金)  
午前8時30分～午後5時(土・日を除く)
- ◆第1次試験 受験申込書による書面審査  
◆第2次試験 5月26日(土)、27日(日)  
◆最終合格発表 6月中旬
- ◆申込み・問合せ  
〒677-8511 西脇市郷瀬町605番地  
西脇市総務部総務課（市役所内線209）

◆行政職募集要項

職種	予定人員	受験資格
一般事務職	5名程度	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
一般事務職(社会人経験者)		昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、民間企業等での職務経験が平成30年3月31日現在で通算して3年以上ある方（ただし、平成元年4月2日以降に生まれた方は2年以上）
土木職	若干名	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で学校教育法に基づく高等学校相当以上においてこの職に関する専門課程（専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む）を修めて卒業された方。大学院を修了された方については、昭和62年4月2日以降に生まれた方で、この職に関する専門課程を修了された方
土木職(社会人経験者)		昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校相当以上においてこの職に関する専門課程（専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む）を修めて卒業後、民間企業等での職に関する職務経験が平成30年3月31日現在で通算して3年以上ある方（ただし、平成元年4月2日以降に生まれた方は2年以上）